

生活福祉資金 貸付のご案内



生活福祉資金貸付制度とは

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

ご利用いただける方

・低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯



世帯収入は、世帯員全員の収入合計とし、勤労者は年間収入から税金や社会保険料を差し引いた額、自営業者は売上から仕入れ等諸経費を差し引いた額とします。

・障害者世帯

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方の属する世帯
- ②療育手帳の交付を受けている方の属する世帯
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯
- ④障害者自立支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

・高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯
(福祉資金については、日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)



貸付対象となる世帯の年間収入の目安

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
6人世帯	660万円程度まで
7人世帯	720万円程度まで
8人世帯	780万円程度まで
以下一人当たり 加算額	60万円

連帯保証人

- ・原則として連帯保証人を1名立てていただきます。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付けを受けることができます。(貸付資金の種類4-(1) 不動産担保型生活資金は連帯保証人が必要です。)
- ・連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担いただきますので、日頃から熱心に相談・支援してくれる方が最適です。同一世帯の家族や保証能力が維持できない方(返済終了までに75歳に達する方、市町村民税非課税世帯の方等)は連帯保証人になれません。

★次の場合は連帯保証人を必要としないでお貸しすることができます。

- ①技能を習得するための福祉費または教育支援資金の申込みで、資金使用者が借入申込者、生計中心者が連帯借入申込者となる場合。
- ②緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付金利率

・総合支援資金 ・福祉費	・連帯保証人を立てる場合 無利子 ・連帯保証人を立てない場合 年 1.5 %
・緊急小口資金 ・教育支援資金	・無利子
・不動産担保型 生活資金 ・要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	・年 3 % または毎年 4 月 1 日時点 の長期プライムレートの いずれか低い方を適用



返済方法等

- ・返済は原則、元金・利子均等の口座振替による月賦で、ゆうちょ銀行または北海道銀行・北洋銀行のみご利用できます。
- ・約束された期間に返済できなかった場合、残元金に対して延滞利子(年10.75%)が日割りで加算されます。

民生委員等の相談支援

この資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、民生委員、相談員、関係機関の相談支援を受けていただきます。

相談先

お住まいの地区の民生委員または市区町村社会福祉協議会。

申込先

お住まいの市区町村社会福祉協議会。
※申込につきましては、掲載している内容以外にも貸付条件がありますので、申込先でご相談ください。

貸付資金の種類 (4種類)

1 総合支援資金

対象：低所得世帯

日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれる世帯で、次の要件のいずれにも該当する世帯。

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- ②公的な書類等で本人確認ができること。
- ③現に住居を有していることまたは住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること。
- ④社会福祉協議会および関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑤社会福祉協議会が貸付けおよび関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済が見込まれること。
- ⑥失業等給付、職業安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

1-(1) 生活支援費

貸付限度額：月額 20万円以内
(単身世帯は月額 15万円以内)

据置期間：6月以内

返済期間：据置期間経過後20年以内

使途内容：生活再建までの間に必要な生活費用(貸付期間 12月以内)

1-(2) 住宅入居費

貸付限度額：40万円以内

据置期間：貸付けの日から6月以内
(生活支援費と合わせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6月以内)

返済期間：据置期間経過後20年以内

使途内容：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

1-(3) 一時生活再建費

貸付限度額：60万円以内

据置期間：貸付けの日から6月以内
(生活支援費と合わせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6月以内)

返済期間：据置期間経過後20年以内

使途内容：生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

2 福祉資金

2- (1) 福祉費

貸付限度額：下記参照

据置期間：6月以内



対 象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

使途内容：日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる経費

資金の目的	貸付上限額の目安	返済期間 (据置期間経過後)
生業を営むために必要な経費	460万円	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	10年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	- 療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	- 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年以内

2- (2) 緊急小口資金

貸付限度額：10万円以内 据置期間：2月以内 返済期間：据置期間経過後8月以内

対 象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

使途内容：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要少額の費用

- ①医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要とき
- ②給与等の盗難または紛失によって生活費が必要とき
- ③火災等被災によって生活費が必要とき
- ④その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

(例) ア. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費

イ. 会社からの解雇、休業等による収入減

ウ. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増

エ. 事故等により、損害を受けた場合による支出増

(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)

オ. 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増



3 教育支援資金

3- (1) 教育支援費

高等学校
(専修学校高等課程含む) 貸付限度額：月額 35,000円以内

高等専門学校 貸付限度額：月額 60,000円以内

短期大学
(専修学校専門課程含む) 貸付限度額：月額 60,000円以内

大 学 貸付限度額：月額 65,000円以内

据置期間：卒業後6月以内

返済期間：据置期間経過後15年以内 (貸付額により期間の制限あり)

対 象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。)、大学(短期大学および専修学校の専門課程を含む。) または高等専門学校に就学するのに必要な経費

(例) 授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費

3- (2) 就学支度費

貸付限度額：50万円以内

据置期間：卒業後6月以内

返済期間：据置期間経過後15年以内 (貸付額により期間の制限あり)

対 象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。)、大学(短期大学および専修学校の専門課程を含む。) または高等専門学校への入学に際し必要な経費

(例) ・ 入学金等で入学時の学校に納入する経費

- ・ 制服、靴、体育着等で学校の指定により入学時に購入するもの

- ・ 教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの



4 不動産担保型生活資金

4- (1) 不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地の評価額の7割

貸付月額：30万円以内

据置期間：契約の終了後3月以内

返済期限：据置期間終了時



対 象：高齢者世帯

使途内容：不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費。

4- (2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地と建物の評価額の7割

貸付月額：保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内

据置期間：契約の終了後3月以内

返済期限：据置期間終了時



対 象：高齢者世帯

使途内容：要保護世帯が不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費。

相談・申込先

貸付の相談・申込をご希望のされる場合は、
お住まいの市区町村社会福祉協議会へご連絡ください。

実施主体

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1

かでの2.7 3階

TEL 011-241-3976(代表) 〔発行日〕 H21.10